

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月10日

【会社名】 unbanked株式会社
(旧会社名 UNBANKED株式会社)

【英訳名】 unbanked inc.
(旧英訳名 UNBANKED, INC.)
(注) 2025年6月27日開催の第53期定時株主総会の決議により、2025年7月1日から会社名を上記の通り変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安達 哲也

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号

【電話番号】 03(6456)2670(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 七條 利明

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号

【電話番号】 03(6456)2670(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 七條 利明

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	458,941,100円
第3回新株予約権	
その他の者に対する割当	41,289,600円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	3,360,879,600円

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年3月26日付で提出した有価証券届出書、並びに2026年4月2日付及び2026年4月8日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書について、2026年3月30日付けで株主よりなされた新株式及び第3回新株予約権発行の差止めの仮処分命令を求める申立てを却下する旨の決定が2026年4月7日付けでなされたことに伴い、記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第一部 証券情報
- 第4 その他の記載事項
- 第三部 追完情報
- 事業等のリスクについて
- 臨時報告書の提出

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第一部【証券情報】

第4【その他の記載事項】

（訂正前）

（株主による新株式及び新株予約権の発行の差止め仮処分命令の申立てについて）

新株式及び本新株予約権の発行について、2026年3月30日付けで、以下のとおり、新株式及び第3回新株予約権発行の差止め仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）がなされたことを確認いたしました。

1. 本申立てをした株主の概要

(1)	名称	Akatsuki Capital Works株式会社
(2)	所在地	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング9階
(3)	代表者の氏名	代表取締役 大塚 郁人
(4)	事業内容	各種コンサルティング業他
(5)	資本金	金30万円
(6)	所有株式数 （所有比率）	1,140,471株 （所有比率：8.40%、議決権比率：8.50%）

（注）1. 所有株式数は、Akatsuki Capital Works株式会社が2026年3月17日付けで提出した変更報告書No.4の保有株券等の数（総数）から信用買付株式数（185,000株）を除いた株式数を記載しております。

2. 所有比率及び議決権比率は、2025年10月31日現在の発行済株式総数（13,570,982株）、総議決権数（134,213個）を基に計算しております。

2. 本申立ての概要

(1) 本申立てがなされた裁判所
東京地方裁判所

(2) 本申立ての対象

2026年3月26日開催の当社取締役会において決議した、第三者割当増資による新株式（1,621,700株）及び新株予約権（118,919個）の発行を仮に差し止める仮処分の申立て。

(3) 本申立ての理由

当社が受領した「募集株式発行及び新株予約権発行差止め仮処分命令申立書」によれば、本第三者割当増資は、当社の現経営陣が、臨時株主総会における取締役解任決議（注）の成立を阻止するために行うものであって、「著しく不公正な方法による発行に該当する」とのことです。

（注） 2026年1月28日付で株主であるAkatsuki Capital Works株式会社から、当社取締役（監査等委員である取締役3名を含む）5名の解任を議案とする臨時株主総会の招集請求が届いております。詳細は、2026年1月30日付け「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 今後の見通し

新株式及び第3回新株予約権の発行は、当社グループにおける既存事業の収益力強化および成長投資（事業基盤の拡充やグループ体制の強化を含む）に必要な資金を調達することを目的とするものであります。

具体的には、当社子会社であるクラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社、クラウドバンクキャピタル株式会社及び日本クラウド証券株式会社の事業資金並びに当社の金地金事業に係る資金に充当する予定であります。

当社は、これらの資金需要に対し、資本市場から機動的かつ柔軟に資金調達を行うことが適切であると判断し、本新株予約権の発行を実施いたしました。

以上のとおり、当社といたしましては、本申立てが認められる理由はないと考えており、弁護士と相談の上で適切な対応方法において、正当性・適法性を主張・立証し対処してまいりますが、本申立てを認める決定がなされ、これが払込期日までに取り消されない場合には、新株式及び第3回新株予約権の発行は中止されます。中止となった場合には、現在想定している時期及び金額での資金調達並びに「第1部 証券情報 第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の資金充当ができず、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

（訂正後）

（株主による新株式及び新株予約権の発行の差止め仮処分命令の申立てについて）

新株式及び本新株予約権の発行について、2026年3月30日付けで、以下のとおり、新株式及び第3回新株予約権発行の差止め仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）がなされたことを確認いたしました。

1. 本申立てをした株主の概要

(1)	名称	Akatsuki Capital Works株式会社
(2)	所在地	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング9階
(3)	代表者の氏名	代表取締役 大塚 郁人
(4)	事業内容	各種コンサルティング業他
(5)	資本金	金30万円
(6)	所有株式数 （所有比率）	1,140,471株 （所有比率：8.40%、議決権比率：8.50%）

（注）1. 所有株式数は、Akatsuki Capital Works株式会社が2026年3月17日付けで提出した変更報告書No.4の保有株券等の数（総数）から信用買付株式数（185,000株）を除いた株式数を記載しております。

2. 所有比率及び議決権比率は、2025年10月31日現在の発行済株式総数（13,570,982株）、総議決権数（134,213個）を基に計算しております。

2. 本申立ての概要

(1) 本申立てがなされた裁判所
東京地方裁判所

(2) 本申立ての対象

2026年3月26日開催の当社取締役会において決議した、第三者割当増資による新株式（1,621,700株）及び新株予約権（118,919個）の発行を仮に差し止める仮処分の申立て。

(3) 本申立ての理由

当社が受領した「募集株式発行及び新株予約権発行差止め仮処分命令申立書」によれば、本第三者割当増資は、当社の現経営陣が、臨時株主総会における取締役解任決議（注）の成立を阻止するために行うものであって、「著しく不公正な方法による発行に該当する」とのことです。

（注） 2026年1月28日付けで株主であるAkatsuki Capital Works株式会社から、当社取締役（監査等委員である取締役3名を含む）5名の解任を議案とする臨時株主総会の招集請求が届いております。詳細は、2026年1月30日付け「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」をご参照ください。

（3. の削除）

(株主による新株式及び新株予約権の発行の差止め仮処分命令の申立てに対する却下決定について)

本第三者割当増資は、当社グループにおける既存事業の収益力強化および成長投資(事業基盤の拡充やグループ体制の強化を含む)に必要な資金を調達することを目的とするものであり、当社の現経営陣が、臨時株主総会における取締役解任決議の成立を阻止するなどの不当な目的を達成するための手段ではないため、当社といたしましては、本申立てが認められる理由はないと考えており、弁護士と相談の上で適切な対応方法において、正当性・適法性を主張・立証し対処してまいりましたが、2026年4月7日付で、東京地方裁判所は、本第三者割当増資は、経営者の経営支配権を維持することを主要な目的とするものとはいえないこと等から、著しく不公正な方法による発行には当たらないとし、本申立てを却下する旨の決定を行いました。

1. 本却下決定を行った裁判所及び年月日

(1) 本却下決定を行った裁判所
東京地方裁判所

(2) 本却下決定があった年月日
2026年4月7日

2. 本却下決定の内容

本申立てをいずれも却下する。

3. 今後の対応

当社は本却下決定を受け、本第三者割当増資を予定通り実施する予定です。

なお、本却下決定は、当社の主張を認めていただいたものであり、当社としては妥当な判断であると考えておりますが、今後、株主から、本却下決定に対して即時抗告が行われる可能性があります。かかる即時抗告が行われた場合であっても、本株式の払込期日及び本新株予約権の割当日(いずれも2026年4月14日)までに、東京高等裁判所により本第三者割当に対する差止め仮処分の決定がなされない限り、本第三者割当を予定通り実施いたします。

第三部【追完情報】

（訂正前）

事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第53期、2025年6月30日提出。2025年7月28日に提出された訂正報告書による訂正後のもの）及び半期報告書（第54期、2025年11月14日提出。）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年4月8日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、追加すべき事項は以下のとおりです。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年4月8日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

< 中略 >

臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年4月8日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

< 後略 >

（訂正後）

事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第53期、2025年6月30日提出。2025年7月28日に提出された訂正報告書による訂正後のもの）及び半期報告書（第54期、2025年11月14日提出。）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年4月10日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、追加すべき事項は以下のとおりです。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年4月10日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

< 中略 >

臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年4月10日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

< 後略 >

以上